

令和2年

行方市農業委員会

# 第7回総会会議録

(令和2年7月27日)

令和2年7月27日 行方市農業委員会第7回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

## 1 本日の会議に付した議案

議案第56号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第57号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第58号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第59号	現況証明願について
議案第60号	空き家に付随した農地指定について
議案第61号	なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について
議案第62号	行方市農用地集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第63号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第31号	令和3年度国・県農業施策に関する意見集約について
報告第32号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第33号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第34号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第35号	農業委員活動状況について

## 2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	7番 風間 啓次	8番 根本 正義
9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦	11番 椎名 勇
12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英	14番 根崎 和枝
15番 方波見 弘子	16番 原 文夫	17番 清水 量
18番 横山 司	19番 山野 貴司	

## 3 本日の欠席委員

6番 中城 かおり

## 4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後1時30分

(会長挨拶)

事務局

皆様、大変お疲れさまでございます。  
定刻となりましたので、進めていきたいと思っております。  
ただいまより令和2年行方市農業委員会第7回総会を開会させていただきます。  
総会議事日程第2、会長挨拶。  
清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。

皆さん、大変お忙しいところを第7回の総会ということで、農業委員さん、推進委員さんの皆様方にはコロナウイルスの感染対策ということで、検温なりマスクの着用なりいろいろと対策を取っていただきましてお集まりいただきましたこと、大変ありがとうございます。ご理解をいただいて、重ねてお礼を申し上げる次第であります。

4月の歓送迎会を兼ねての集まりということも中止になりました。7月、これもやらないということになりますと、いろんな事業の滞りができてしまうということで、皆様方には不安もあろうかとは思いますが、お集まりをいただきまして、対策を取りながら事業のほうも進めてまいりたい、このような考えで皆様にお集まりいただいたということでございます。皆様方には協力をいただきまして、重ねてお礼を申し上げる次第であります。

これから短い夏とはなろうかとは思いますが、暑い日が来るかと、そんなように思いますので、皆様方にはくれぐれも体には気をつけてお過ごしをいただきたい。そういうことで、総会前のご挨拶とさせていただきます。今日は1日よろしくお願いをいたします。

事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 日程第3、経過報告。

別紙7月行事経過報告により説明いたします。

行事経過報告をご覧いただきたいと思っております。

6月26日、小座山地区現地確認、小座山地内の現況確認を高塚会長代理と事務局で行いました。

6月30日、茨城県農政活動推進本部代議員総会、それと茨城県農業会議通常総会、こちら市町村会館で行いまして、清水会長と事務局で出席しております。

7月6日、茨城農業委員会女性協議会役員会、こちら市町村会館で行いまして、根崎委員と事務局で出席しております。

7月21日、22日、農地パトロール、こちら麻生地区、行方地区、小高地区、太田、大和地区を担当農業委員、担当推進委員、事務局でパトロールをしております。

7月27日、本日の第7回総会でございます。また、総会終了後、農業者年金研修及び加入推進対策会議を行う予定でございます。

以上、報告いたします。よろしくお願いたします。

(議長の選出)

事務局 日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長として議事進行をお願いいたします。よろしくお願いたします。

		(資格審査報告)
議	長	それでは、ただいまの出席委員は17名、欠席委員は1名でございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。
		(会期の決定)
議	長	本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全	員	異議なし。
議	長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
		(会議録署名人の選出)
議	長	会議録署名人を議長において次のように指名いたします。 16番原文夫委員 18番横山司委員。
		(書記の選出)
議	長	総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、藤野係長を任命いたします。
		(議事日程報告)
議	長	議事日程は別紙日程表のとおりです。
		(議案の審議)
議	長	それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第56号)
議	長	議案第56号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。 事務局より説明願います。
事	務	局長
局		議案第56号について説明する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、今説明がございましたように議案書の朗読のほうは割愛をさせていただきます。それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8	番
		18番、横山です。第1項の調査報告をいたします。 譲受人、市内宇崎在住の会社員兼農業の51歳の男性の方、夫婦で田畑合わせて2万5,500㎡ほど耕作をし、主に水稻、露地野菜を作付しております。渡人、同市宇崎の80代の農業の男性の方で、申請事由は記載のとおり、農業経営の規模拡大で経営の安定を図るためということでございます。区分については売買による所有権移転となります。調査の結果、通作距離、作業従事日数、区画統合の面積等、

		何ら問題なく、許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。以上であります。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の案件につきましては、議事参与の制限により、関係委員は議事に参与することはできないとされております。よって、関係委員の退出を求め、その間、暫時休憩といたします。
		(休憩) 午後 1時42分～午後 1時42分
議	長	それでは、再開をいたします。
2	番	調査員より調査の報告を求めます。 2番、横瀬です。2項について調査報告をします。 受人は同市吉川に住む47歳の農業の男性です。渡人は同居する73歳の農業に従事する男性です。2人の関係は親子です。申請事由は経営の移譲です。区分は贈与による所有権の移転です。ネギ等露地野菜を中心に年間300日と専業農家でもあり、27年間共に従事しています。問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願います。
議	長	調査の結果は、問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。 ここで関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。
		(休憩) 午後 1時44分～午後 1時45分
議	長	再開をいたします。
1	1番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 11番、椎名です。第3項の調査報告をいたします。 受人は行方市南在住、89歳、農業の男性です。渡人は行方市荒宿在住、76歳、会社役員兼農業の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るです。区分は贈与による所有権の移転です。権利取得の面積は1万894㎡となります。ソラマメ、ジャガイモを作付するそうです。権利を設定する土地までは1km、5分です。何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、通作距離も1kmで何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項、5項は関連がございますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
1	0	番
		10番、郡司です。第4項、5項は関連がございますので、一括調査報告させていただきます。 4項の譲受人は36歳で、行方市西蓮寺に在住し、農業兼会社役員の方です。続いて、第5項の譲受人は39歳、西蓮寺に在住し、農業兼会社役員の方です。家族で水稻、露地野菜などを営農しております。4項、5項の譲渡人は68歳で、同市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。4項、5項と譲渡人は親子の関係になっております。申請事由は経営移譲です。今回の申請は譲渡人夫婦も高齢となり、農業経営も難しくなってくるので、子供たちに農地を譲ることで農業経営の安定を図りたいということでした。区分は贈与による所有権移転です。調査の結果は問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、4項、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9	番
		第6項について、この環境ですから、簡単にご報告をいたします。 議案書に記載のとおり、譲受人は3条の資格要件を満たしており、調査の結果、問題ないものと調査をしてまいりました。また、区分については売買による所有権移転で申請されたものです。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、古渡です。第7項の調査報告をいたします。 譲受人は同市玉造甲に住む34歳の建設業、農業の男性です。譲渡人は同市小貫に住む69歳の農業をやっている女性の方です。場所は霞ヶ浦セレモニーから東へ300mぐらい行った場所になります。新規就農するため、区分は売買による所有権移転でございます。問題なく許可相当と調査して参りました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、問題ないということです。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。 16番、原です。8項の調査報告をいたします。 譲受人は市内小貫に在住し、農業を営む46歳の男性であります。主に施設野菜を中心に2万2,000㎡ほど耕作しております。渡人のほうは市内小貫に在住する55歳の農業の男性の方です。申請理由は農業経営の規模拡大のためということで、売買による所有権移転をしたいということです。農業従事日数も300日、権利を移転しようとする土地まで距離は10m、10秒ほどで、何の問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。 16番、原です。9項の調査報告をいたします。 受人は市内両宿に在住し、農業兼会社員の55歳の男性の方です。水稻、サツマイモ等を180aほど耕作しております。渡人のほうは市内両宿に在住する88歳の方であります。2人の関係は同居する親子でございます。申請理由は後継者として申請地を譲り受けることとしたいということで、贈与による所有権移転をしたいということであります。問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、問題がないというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議 2	長 番	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。 10項の調査報告をします。 受人は同市山田に住む73歳の農業の男性です。渡人は同市山田に住む89歳の無職の男性です。申請事由は規模拡大、経営の安定を図るためです。レンコン等露地野菜を年間280日以上、妻、娘と従事しており、農機具等もそろっております。区分は売買による所有権の移転です。問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、問題がないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。

議 3	長 番	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。 3番、古渡です。第11項の調査報告をいたします。 受人は同市玉造甲に住む農業兼養豚業をやっている82歳の男性の方です。渡人は鹿嶋市に住む86歳の無職の男性です。場所は行方医療センターから南東へ500mぐらい入ったところにあります。区分は売買による所有権移転、申請理由は農業経営の規模拡大です。農作業従事日数も150日、家から7km、約10分ほどです。何ら問題がないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	通作距離も7kmで問題なく、許可相当というようなこととございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
議 1 1	長 番	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。 11番、椎名です。第12項の調査報告をいたします。この案件は中城委員さんの案件です。代わって代読します。 受人は市内船子在住、農業兼会社役員60歳の男性です。渡人は市内行方在住、会社員、53歳の女性です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るため、区分は売買による所有権移転です。申請地は受人宅より5km、約10分です。何ら問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、何ら問題がないものということとございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。
議 7	長 番	次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。 7番、風間です。13項の調査報告をいたします。 譲受人は銚田市借宿在住、38歳、農業の男性です。家族4人で7万4,054㎡で、主にジャガイモ、カンショ、ゴボウを耕作しています。譲渡人は銚田市借宿地区在住、67歳、農業の男性です。譲受人と譲渡人は親子であります。申請事由は経営の移譲で、贈与による所有権の移転となります。通作距離は800mということです。調査の結果は何ら問題のないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、通作距離も800m、何ら問題のないものということとございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。



		(議案第57号)
議	長	議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第57号について説明する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、早速1項ごとに審議をいたします。
		1項の調査員より調査の報告を求めます。
4	番	4番、内藤です。それでは、第1項の調査報告をいたします。この案件につきましては根崎、風間両委員さんの協力のもと調査をしてまいりました。 譲受人の方は東京都渋谷区に在住する法人です。譲渡人の方は市内羽生に在住する77歳、農業の男性です。申請事由については太陽光発電設備設置で、区分は売買による所有権移転です。譲受人は申請地を買い受け、太陽光パネル324枚、最大出力108.54kWhを設置して、再生可能エネルギー発電施設として利用したいということでございます。現場は羽生郵便局より北へ300mぐらいのところ です。現況は譲渡人が高齢でもあるため、長い間耕作できずにいた土地であり、今後とも耕作できないということでした。必要書類としては事業計画書、あと太陽光発電協会の認定書、資金計画書等々整っております。調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類等も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8	番
		18番、横山です。第2項の調査報告をいたします。調査には平塚委員の協力をいただきました。 譲受人、市内宇崎在住の26歳の会社員の男性の方、譲渡人、同市宇崎の70代の農業の男性の方、申請事由は記載のとおり自己住宅建築のためです。区分は売買による所有権移転となります。両者の関係は受人と渡人が友人ということで、話が順調に進んだということです。受人は近々結婚の予定があり、現在の住宅では手狭なため、新居を建築したいと探していましたところ、実家近くに住環境が希望に近いとのことで当地に決定したそうです。場所は宇崎中央部で、●●●●●の裏手となります。事業計画書、資金計画書等、必要書類もそろっており、その必要性、実現性に何ら問題もなく、許可相当と判断をいたしました。皆様方のご審議、よろしく お願いいたします。以上であります。
議	長	調査の結果は、必要書類等もそろっており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。	
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。	
1	1番	11番、椎名です。第3項の調査報告をします。調査には中城委員さんのご協力をいただきました。 受人は東京港区の太陽光発電事業者の代表社員で、渡人は行方市天掛の63歳の会社役員です。申請事由は太陽光発電施設になります。区分は売買による所有権の移転になります。計画地は土砂採取跡地で第2種農地と判断され、原則許可となり得る農地です。事業区域は農地が1万1,796㎡、山林が9,429㎡で、合計で2万1,225㎡となります。パネル枚数が5,184枚、総発電出力が2,436kWとなります。土砂採取跡地なので、周辺農地への影響もないと思われます。事業計画書、融資証明書等関係書類も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。	
議	長	調査の結果は、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全	員	異議なし。(全員一致)	
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。	
議	長	次に、4項から9項は関連がございますので、一括審議といたします。	
1	5番	調査員より調査の報告を求めます。 15番、方波見です。この件は山野委員、横瀬委員にも同行いただき、22日の午後、大雨の中ご苦勞かけました。4項から9項まで関連がありますので、一括して報告いたします。 受人は建材業、繁昌在住の49歳の方です。砂利採取のため4項から9項の畑を一時転用し、許可日より3年間の使用貸借権の申請であります。面積など詳しい内容は資料に記載されておりますので、資料をご覧になってください。区分は賃貸借権となります。問題なく許可相当と見てまいりました。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。	
議	長	悪天候の中、大変ご苦勞さまでございました。調査の結果は、問題なく、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全	員	異議なし。(全員一致)	
議	長	異議なしと認め、4項、5項、6項、7項、8項、9項は原案のとおり可決いたします。	
議	長	(議案第58号) 議案第58号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。	
事	務	局	議案第58号について説明する(別紙議案書のとおり)。

議	長	<p>それでは、早速審議に入らせていただきます。</p> <p>1 項、2 項は関連がございますので一括審議といたします。</p> <p>調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	番	<p>1 番、平塚です。議案第 5 8 号、第 1 項、2 項は関連がありますので、一括して報告させていただきます。この調査には横山委員のご協力をいただきました。</p> <p>申請人は市内天掛地区に在住し、土砂採取事業を営んでいる 6 0 歳代の男性です。申請事由は搬出入路に係る一時転用です。この案件は平成 3 0 年 5 月から 3 年間の転用許可を受けているものです。太陽光発電工事も予定されているため、この間、工事用の搬出入路としても使用したいとのことで、申請に及んだものです。場所は J A なめがた麻生営農センターの西、四、五百 m に位置します。必要書類も添付されており、特に問題もなく、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、必要書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1 項、2 項は原案のとおり可決いたします。</p>
(議案第 5 9 号)		
議	長	<p>議案第 5 9 号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事	務	<p>局 議案第 5 9 号について説明する(別紙議案書のとおり)。</p>
議	長	<p>それでは、1 項ごとに審査をいたします。</p> <p>1 項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	6	<p>番 1 6 番、原です。1 項の調査報告をいたします。この案件につきましては、清水会長と調査してまいりました。</p> <p>申請人は水戸市の法人の会社の男性であります。申請理由は地目変更登記のための非農地証明願であります。昭和 5 4 年頃から 4 1 年間宅地として利用しておりました。農地でなくなってからもう 2 0 年以上経過しているということであり、関係書類も添付されており、非農地証明をしてもよい案件と調査してまいりました。場所は国道 3 5 4、小貫北浦ゴルフガーデンより西 5 0 0 m ほどのところでございます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>
議	長	<p>調査の結果は、昭和 5 0 年より宅地として利用しておったということでございます。非農地証明書をしてもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1 項は証明書を交付することに決定いたします。</p>

議 9	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、小沼です。2項の調査報告をします。この調査には山野委員の協力で調査を してまいりました。 申請人は行方市麻生、73歳の無職の男性の方です。願出要旨は地目変更登記のため、 区分は非農地証明です。現地を確認しましたが、昭和46年より49年間宅地として利用 してまいりました。場所は行方市麻生、昔の●●●になります。証明願の発行に何ら問 題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、昭和46年より宅地として利用しており、非農地証明を交付しても よいという調査結果でございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議 1 0	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 10番、郡司です。第3項の調査報告をします。この案件については、高塚委員と ともに調査してまいりました。 申請人は東京世田谷に在住し、無職の方です。申請事由については、地目変更登記 のための非農地証明書の交付になります。場所は西蓮寺のお寺より北西に約1.5 kmのところになります。昭和63年の頃から約30年以上耕作しておらず、現在 は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断 し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議をよろ しくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、山林化しており、農地に復元するのは困難であるから、非農地証明 を交付してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ござ いせんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
議 1 1	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。 11番、椎名です。第4項について調査報告書をいたします。中城委員さんの案件 です。代読します。この案件は椎名委員さんのご協力を得て調査してまいりまし た。 申請人は市内行方在住、会社員の53歳の女性です。願出要旨は地目変更登記のため、 区分は非農地証明です。申請地は20年ほど前から宅地として利用しているとの ことです。場所については添付されている公図をご覧いただきたいと思ひます。 証明書の発行に問題がないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお 願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、20年以上前より宅地として利用されており、証明書を交付するこ

		とに問題ないということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。
議 1	長 5 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。 15番、方波見です。5項の調査報告をいたします。 申請人は繁昌在住の男性、84歳の方です。今回申請のあった土地は全部で6筆、4,509㎡となります。宅地として利用して、昭和45年に住宅を建て、その後50年に倉庫を建てております。転用許可を受けていたそうですが、地目変更をしないでしまったため、今回きちんとしたいということで、非農地証明が欲しいとのことです。問題はないものと調査してまいりました。ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、20年以上前より宅地として利用しておったということで、非農地証明を交付してもよいというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定いたします。
		(議案第60号)
議	長	議案第60号 空き家に付随した農地指定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第60号について説明する(別紙議案書のとおり)。
議 1	長 8 番	1項の調査員より調査の報告を求めます。 18番、横山です。第1項の調査報告をいたします。調査には平塚委員、橋本推進委員の協力をいただきました。 申請人は鹿嶋市在住の男性の方で、申請理由は記載のとおり、空き家に付随した農地指定を受けるためのもので、申請人は以前当該地に居住をしておりました。土地の現況は野菜が一部作付けされており農地として維持されております。また、行方市の空き家バンク制度に登録済みで、空き家に付随した農地100㎡以上の農地という条件もクリアしており、付随した農地として認めることに何の障害もなしと判断いたしました。したがって、許可相当であると認めます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上であります。
議	長	調査の結果は空き家に付随した農地指定ということで問題ないということでございます。これは別段の面積の特例ということで、去年ですか、皆さんにご理解をいただいて、行方市の特例ということで100㎡から農地を持てると。空き家に付随する農地ということで持てる特例を決めさせていただきました。1号ですね、これがね。調査の結果は問題ないというものでございます。審議をお願いいたします。ご

		異議ございませんか。
全 員 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は空き家に付随した農地として指定することに決定いたします。
		(議案第61号)
議	長	議案第61号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	局	議案第61号について説明する(別紙議案書のとおり)。 別紙のとおりということで、資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。 令和2年7月9日付で行方市長より行方市農業委員会会長宛てに推薦の依頼がございました。裏面をご覧いただきまして、交付対象申請書がございます。今回山田の方1名となっております。以上です。
議 2	長 番	それでは、1項の調査委員より調査の報告を求めます。 2番、横瀬です。申請人は同市山田に住む21歳の後継者です。主にレンコンを3町5反ぐらい作付をしております。親子3人で専業農家です。問題ないものと調査してまいりました。
議	長	調査の結果は、応援金交付対象者として推薦することに問題ないということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項はなめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦することに異議ないものと決定をいたします。
		(議案第62号)
議	長	議案第62号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	局	議案第62号について説明する(別紙議案書のとおり)。
議 全 員 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定といたします。
		(議案第63号)
議	長	議案第63号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局	議案第63号について説明する（別紙議案書のとおり）。
議 全 員	長 それでは、早速審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。（全員一致）
	長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。
	（報告第31号）
議 長	次に、報告案件に入ります。 報告第31号 令和3年度国・県農業施策に関する意見集約についての件を事務局より説明願います。
事 務 局	報告第31号について説明する。 別紙のとおりということで資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。 こちらは委員の皆様よりいただきましたご意見、ご要望、さらには意見交換会で出された意見などを基に、先月農政部会で協議いたしまして、国と県に分けてまとめたものとなります。これらの意見、要望につきましては、この後、今月末までに茨城県農業会議のほうにご報告をさせていただく予定となっております。市に対する意見、要望につきましては改めて10月に農政部会で協議をさせていただきまして、その後、市のほうに要望していく予定で考えております。以上です。
議 長	ただいま事務局より説明がございましたが、この件につきましては先月農政部会を開催しております。ここで郡司農政部長より報告を求めます。
1 0 番	10番、郡司です。それでは、意見、要望書のほうをご報告させていただきたいと思います。皆さんには資料ナンバー4を見ていただいて、報告させていただきます。 令和3年度国・県農業施策に関する意見集約についてご報告いたします。 6月25日に開かれました農政部会において協議された内容について報告いたします。まず、農地の保全と有効利用対策につきましては、人・農地プランによる地域の話合いの促進と農地中間管理事業を活用した農地利用集積、集約化の進展を求める意見、遊休農地、耕作放棄地の解消対策を求める意見、茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のPRを求める意見などが出されました。 続いて、担い手経営対策につきましては、認定農業者、後継者、新規就農者への育成、支援対策を求める意見や婚活事業の実施を求める意見が多く、また、6次産業化の推進や行方市農産物ブランド商品のPR促進など、農家の所得向上を図る施策を求める意見も出されました。 続いて、農業委員会組織対策につきましては、タブレットの導入支援を要望し、農業委員会業務の効率化と利便性の向上を図る意見、農業委員会組織の支援体制強化を求める意見が出されました。

続いて、基本農政確立対策につきましては、より一層の鳥獣害対策強化を求める意見、食料自給率向上目標達成のための対策、新型コロナウイルスや台風など災害に対しての補償や補助のさらなる拡充を求める意見などが出されました。以上のように報告いたします。

議 長 ただいまの郡司農政部会長からの報告について質疑を求めます。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 （報告第32号）（報告第33号）（報告第34号）（報告第35号）  
 それでは、報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第34号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第35号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。

事 務 局 報告第32号について説明する（別紙議案書のとおり）。  
 報告第33号について説明する（別紙議案書のとおり）。  
 報告第34号について説明する（別紙議案書のとおり）。  
 報告第35号について説明する（別紙議案書のとおり）。

議 長 それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 （閉会宣告） 午後2時22分  
 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって第7回総会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。ご協力ありがとうございました。